

平成29年4月より 介護予防・日常生活支援総合事業を開始します

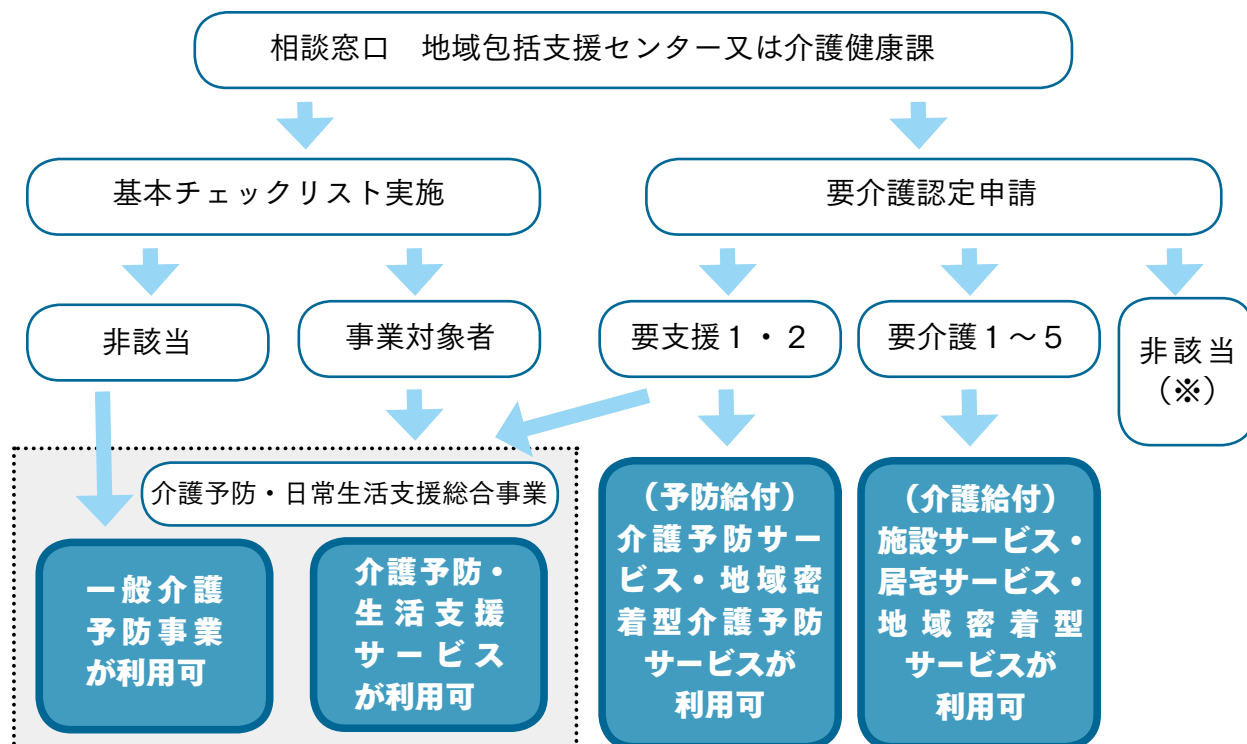
介護健康課 内線 232

介護予防・日常生活支援総合事業では、要支援認定を受けた方と基本チェックリストにより生活機能に低下が見られる65歳以上の方を対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上の方を対象とした「一般介護予防事業」を実施します。

●サービス内容

介護予防・生活支援サービス		一般介護予防事業
事業	内容	
訪問型サービス	ヘルパーにより身体介護及び掃除、洗濯等の日常生活支援を提供	○ 運動栄養口腔総合教室 ○ 認知機能低下予防教室 ○ 頭の健康教室 ○ 頭の健康チェック ○ 宅老事業
通所型サービス	デイサービス事業所により機能訓練、日常生活支援等を提供	

●サービス利用の流れ



(※) 要介護認定が非該当の場合は、介護予防・生活支援サービス（事業対象者に該当する場合に利用可）、一般介護予防事業の利用ができます。

●要支援認定を受けている方へ

介護予防訪問介護（ヘルパー）と介護予防通所介護（デイサービス）は、扶桑町が行う介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しますが、現在介護予防訪問介護（ヘルパー）、介護予防通所介護（デイサービス）を利用中の方は、引き続き同様のサービスを利用することができます。

●問い合わせ 介護健康課又は地域包括支援センター（☎91-1171）